第５回災害廃棄物協議会（中国ブロック）　議事録

日　時　平成27年10月2日（月）　14：00～16：00
場　所　RCC文化センター ７階
議　事
（１）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について
（２）H27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について
（３）調査の進捗報告及び今後の調査方針
（４）訓練について

１　開会

中国四国地方環境事務所上田保全統括官より開会の挨拶が行われた。
事務局より資料確認が行われた。

２　議事

（１）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について

議事の「（１）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について」，環境省中国四国地方環境事務所上田統括官より資料１の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

ご説明ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。
D.Waste-Netには，私自身はまだ深く関わっていないのだが，Webサイトが用意されていて，例えば，支援者グループの専門家を調べたい場合には，アクセスすれば内容が分かるように出来ているのか。

（事務局　上田統括官）

ネット上には，まだあまり情報がオープンにされていないと認識している。D.Waste-Netは環境省本省が管理運営しているが，まだ処理が追いついていない状況と思われる。もし自治体がD.Waste-Netに協力依頼をしたい場合は，とりあえず窓口として，地方事務所へご相談いただきたい。

（２）H27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について

議事の「（２）H27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について」，一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部　宗技術審議役，国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター　高田客員研究員より資料２の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

貴重なご報告，ポイントの指摘をいただいた。ご意見ご質問等をお願いします。

（広島市）

高田先生のお話ですが，広島市が昨年被災した際の処理対応の時に痛感した。とりわけ仮置き場は，当市の想定外の被害があった所においては，直近の公園に運んだが，数日後には悪臭等の苦情が上がり，民家のない場所を確保して転送した。このような体験から，仮置き場の選定は重要であるといえる。

広島市は，直営収集や一般廃棄物収集運搬業者と協定があったため，発災翌日から，廃棄物の分別収集に対応できた。

広島県から紹介があった産廃協会との協定は，法的な関係で難しく活用できずに残念だった。これは，８月の法改正で，設置許可の簡略化等により，今後は産廃協会との協定を活用することができ，スムーズな処理ができるようになりそうだ。

広島市の対応が早かったのは，国，県，市の連携が迅速であったためである。それぞれの場所で対策本部を置いていたが，広島市庁舎で合同本部を一元化し，災害の復旧，処理を含めた会議を開催して，計画を立ててスムーズに対応できた。

実際に被災して，当事者となって，改めて「かきくけこ」（※）の重要性を実感した。

（※）高田委員の資料により説明のあった，「か：仮置場，き：協定，く：組合・国・県・他都市との連携，け：計画，こ：広報」の意味。

（川本座長）

茨城県は東日本大震災の後も計画を作っていなかったのか。

（高田副座長）

関東では，首都直下型地震や南海トラフを考えているが，北関東は大きく被災しない想定なので，受け手側の姿勢で構えていたといえる。いずれは計画を作らなければいけないと認識していたが，できていなかった。そこに今回の被災となってしまった。

現在，茨城県は，県下の一般廃棄物処理施設の協力を照会・調整している。常総市は人口７万人程度の規模なので，産業廃棄物処理については県が管轄している。県内の産業廃棄物協会へ支援要請を出す役割を担っている。

（川本座長）

他に何かあるか。

（広島県）

平時からの備えとして，仮置き場の選定や廃棄物発生推量は重要である。広島県では，地震・津

波対策に伴う仮置き場の選定や災害廃棄物発生量推計は済んでいるが，最近頻発している土砂災害・豪雨災害に伴う廃棄物発生量の推計は検討中である。全国的にも災害廃棄物処理計画を策定している都道府県はあるようだが，推計というより過去の被災実績に基づいているようだ。環境省HP上に方法論は公表されていないようなので，策定の検討にあたって，手法等をご指導いただきたい。

（高田副座長）

地震等の廃棄物については，国でもグランドデザイン等で推計方法を示している。全壊家屋１棟当たりいくらか等の原単位は出ている。津波被害では，床上浸水で4.6トンなどの数字が出ている。しかし，水害の場合は，過去の被害のケースで割り戻して原単位を求めてみると著しく幅が出てしまう。災害種別や地域特性によって，最大４倍程度の差異が出る。事例は少ないが，災害種別，発生場所によっても原単位は違う。地域特性を加味して考えないと想定は難しい。例を挙げると，三重県では，津波被害は精緻に発生量推計を出しているが，水害には推計が触れられていない。災害時は，早目に災害被害棟数を把握したうえで，類似災害事例から似たような原単位を見つけて，処理実行計画に取り掛かるということになろうかと思う。計画策定の段階で明確な原単位の設定は，現時点では難しい。

（３）調査の進捗報告及び今後の調査方針

議事の「（３）調査の進捗報告及び今後の調査方針」について，事務局より資料３～５の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

ご質問いかがでしょうか。アンケートは，一通り纏めたものを第６回協議会で報告いただけるということか。

（事務局）

この資料に含まれていないその他調査も含めて第６回に報告できるようにしたい。

（事務局　上田統括官）

先般，四国ブロックの協議会の際に，資料５の６ページ●印の産業廃棄物処理許認可事業者について，一般廃棄物の許認可が取れているのか調べるという話があったが，どうなったか。

（事務局）

先週の四国の協議会で，環境省本省からご指摘いただいた点だが，今回は確認が間に合わなかった。今後調べていく。

（産業廃棄物連合会）

災害廃棄物はすぐにリサイクルになるわけではなく，基本的に全部の分別が必要になる。今日は県と市の自治体から出席されているが，行政は平時には一般廃棄物しか扱っていない。通常，産業

廃棄物を扱っていないので，行政は協定の中身を理解していないのではないか。災害時においては，産業廃棄物と一般廃棄物の区別がない。一般廃棄物は，各市町村の権限に委ねるとなっている。産業廃棄物業者は県から許可を得て施設を持っている。一般廃棄物業者は運搬のみの許可しかなく，施設を持っているのは行政である。災害時においては，通常荷物があるのに，災害時の荷物を捌けるわけがない。だから国が特例を出している。産業廃棄物業者は，県から要請を受けて，どのように処理するかをプロとしてアドバイスするという形で協力する立場である。お金儲けでしているわけではない。あくまでも主体は行政である。災害が起きた時に，確実に行政だけでは処理できない。産業廃棄物業者は施設を持っているからこそ協力でき，スムーズな処理が可能なので，積極的に協定を結んで利用していただきたい。行政がもっと理解していただきたい。

東日本大震災の際の岩手県越前高田と大船渡においては，太平洋セメント，リマテックなどの産業廃棄物業者が処理したからこそ，スピーディに処理できた。宮城県福島県においては，ゼネコンに投げたために長い期間を要した。産業廃棄物業者が施設を持っていて，適正に処理できることを認識していなかったため，このような結果を招いてしまった。産業廃棄物連合会では，全国に多くの施設がある。この部分の理解を深めて，協議会に臨んでもらいたい。

（事務局　上田統括官）

大変心強いご意見をありがとうございます。これまで産業廃棄物処理業者に一般廃棄物である災害廃棄物処理を受け入れてもらうには，手続きが煩雑であった。それについては，環境省も認識しており，真摯に反省している。その点を改善して，資料１－２の３ページに今回の法改正での手続きの簡素化について記載している。今後，こういうものを受けて手続きを進めて欲しい。お叱りを受けるのは，むしろ我々である。ぜひ今後もご協力をお願いしたい。

（川本座長）

ご指摘いただいた最初の方で，リサイクルの話があったが，そこに時間の流れがあるというのはその通りなので，整理する時にその辺りも考慮していただきたい。

（４）訓練について

議事の「（４）訓練について」，事務局より資料６の説明が行われた。説明ののち，以下の通り意見交換がされた。

（高田福座長）

県での手順の中で，産業廃棄物業者の処理可能性について検討するという項目は出ているか。

（事務局）

資料６－２，フェーズ１－２：被災状況の把握の箇所に，④協定締結団体との協力可否確認として，ここに産業廃棄物業者も含めている。

（高田福座長）

大きな被害が出た時には，産業廃棄物業者にご活躍いただかないといけなくなるので，特出しして記載しておく方がいいのではないか。それから現実問題として，産業廃棄物処理施設も被災する恐れがあるので，協定が全て発動できるとは限らない。協定締結対象者の被害状況の確認という項目も追加する方が良い。

（事務局）

その部分を強調した表現に改める。

（産業廃棄物連合会）

訓練は参加可能か。

（事務局　岩田課長補佐）

訓練ワーキングは，この協議会メンバーで開催する。

（産業廃棄物連合会）

産業廃棄物業者が被害にあった場合，産業廃棄物連合会では全国他府県からの応援ができるが，その場合は再委託となるため，それが可能なのかどうか。東日本大震災の際は，限定で再委託が可能となった。産業廃棄物連合会では，再委託禁止を解いていただくことを要請しているが，その点も付け加えておきたい。

（事務局　上田統括官）

今まで気づかなかったが，大変重要なポイントである。

３　その他

訓練ワーキングの際に，様々なご意見をお願いします。

事務局より，資料７，今後のスケジュールについての説明が行われた。

資料７の第６回協議会の時期を11月27日に訂正いただきたい。

（事務局　上田統括官）

本協議会の当面の公開・非公開について諮りたい。先ず，本日の資料の公開について確認したい。資料１については公開。資料２は，国立環境研究所の公表資料である。資料３～５は，確認途中の取扱注意の段階であり，最終的には公開するが，その前に関係者の皆様の確認を取る必要がある。したがって現時点では非公開とする。資料６－１，６－２についてご相談したい。災害廃棄物処理の訓練は，訓練手法そのものが確立されておらず，まだ第０回のような段階といえる。つまり訓練手法の開発中の状況であり，訓練当日も手探りで進められると思う。また訓練用とはいえ仮置き場の名称が出回る可能性があることも問題である。こうした中で，訓練当日にテレビカメラが入ると相当混乱すると思う。現段階では，本協議会とマスコミ双方にとってメリットがないと考えるので，訓練そのものは非公開とし，結果報告のみをマスコミに公開してはどうかと考えているがいかがで

しょうか。尚，これを踏まえて，本日の協議会そのものは公開していない。本協議会の規約には，原則公開だが必要があれば非公開にできると記載されている。

（川本座長）

その考え方で良いと思う。

全員異議なし。

4　閉会

次回訓練は10月22日に山口市で訓練ワーキングを予定している。来週月曜日には開催案内をお送りする。

以　上